

岡山市立岡山中央中学校PTA 施行細則

【第一章 費用】

第1条 本会に要する費用は、会則第15条に基づき、次の収入をもってあてる。

- (1) 会費は、本校職員・生徒ひとりあたり月額 500円
- (2) 入会金 1,000円
- (3) 寄付金, その他の収益金

第2条 費用は総会において議決された予算にもとづいて支出する。

第3条 本会の予算は、会長・副会長・総務部で作成し、総会にて承認をうけるものとする。

【第二章 常任評議員会・評議員会】

第4条 常任評議員会は、次の事項を協議するとともに、評議員会および総会で決定した事項の処理執行にあたる。

- (1) 各部会が作成した職務分掌並びに事業計画
- (2) PTA主催事業並びに関連事業の連携
- (3) その他、緊急もしくは特命事項

【第三章 総務部・専門部】

第5条 専門部は、互選により、部長（1名）・副部長（2名）・幹事（数名）、その他必要な担当者を選出する。

第6条 専門部の担当者の職務は次の通りとする。

- (1) 部長は、各部を統率し、総会で決定された事項の執行の任にあたる。
- (2) 部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務の代理をする。
- (3) 幹事は部会会議の設営、議事録作成、その他関連資料の整理並びに保管を行う。

第7条 各専門部の職務分掌は、各部会で作成し、評議員会で協議され、総会において決定するものとする。

【第四章 専決】

第8条 会則第10条(2)に定める会長の専決権の規程は次の通りとする。

- (1) 事業計画の変更に係ること。
- (2) 事業計画の変更に伴う概ね10,000円程度以下の予算の執行に係ること。
- (3) 予算の流用に係ること。
- (4) その他、総務部会からの提案に係る事案。
- (5) 会長は、専決する案件について事前に副会長に諮らねばならない。
- (6) 会長は、専決した案件について直近の常任評議員会において報告し承認を得なければならない。

【第五章 付則】

第9条 この細則は、平成11年4月1日からこれを実施する。

この会則は、平成26年5月7日に一部改訂する。

この会則は、平成27年5月12日に一部改訂する。

この会則は、平成30年度5月29日に一部改正する。